天理市立二階堂小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するするとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう努めるとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめは」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（2）いじめの認識

○ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○ いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
　いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。
　加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

○ 「些細なこと」と判断せず、いじめを見逃さない。

○ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

（1）いじめ防止等のための組織 【別紙 1】

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

（2）いじめ防止等に係る年間計画【別紙2】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめ問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】

（1）未然防止

いじめ問題への取組は、多くの児童等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

（2）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

（3）早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

（4）再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ防止対策委員会により早急に調査を行い、事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

【別紙Ⅰ】 いじめ防止等のための組織

いじめ問題対策委員会（校長・教頭・生指主任・人推・学年主任・養護教諭）

〇いじめ該当児童の在籍学級担任より聞き取りを行う。
〇学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
〇委員会を中心として特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行い、学校全体で総合的な対策を行う。

学校内で解決を目指す事象①

いじめ（疑われるものも含む）事象の認知

↓

学級担任が対応

↓ 報告

管理職（校長・教頭）
生徒指導主任

↓ 連絡

職員終礼、職員会議
事象・指導内容を全職員に知らせる

↓

具体的な指導・支援へ

学校内で解決を目指す事象②

対応が複雑または困難であると考えられる
いじめ事象の認知

↓

学級担任、学年主任、生徒指導主任が中心に対応

↓ 報告

管理職（校長・教頭）

↓ 関係者会議の招集

関係者会議（認知から24時間以内に設置）
管理職（校長・教頭）生徒指導主任
関係教職員（学級担任・学年主任）
認知に関与した教職員
生徒指導部を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

↓ 職員会議の招集

職員会議
事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
必要に応じて警察等の関係機関へ相談

↓

具体的な指導・支援へ

学校内だけでは解決が困難な事象

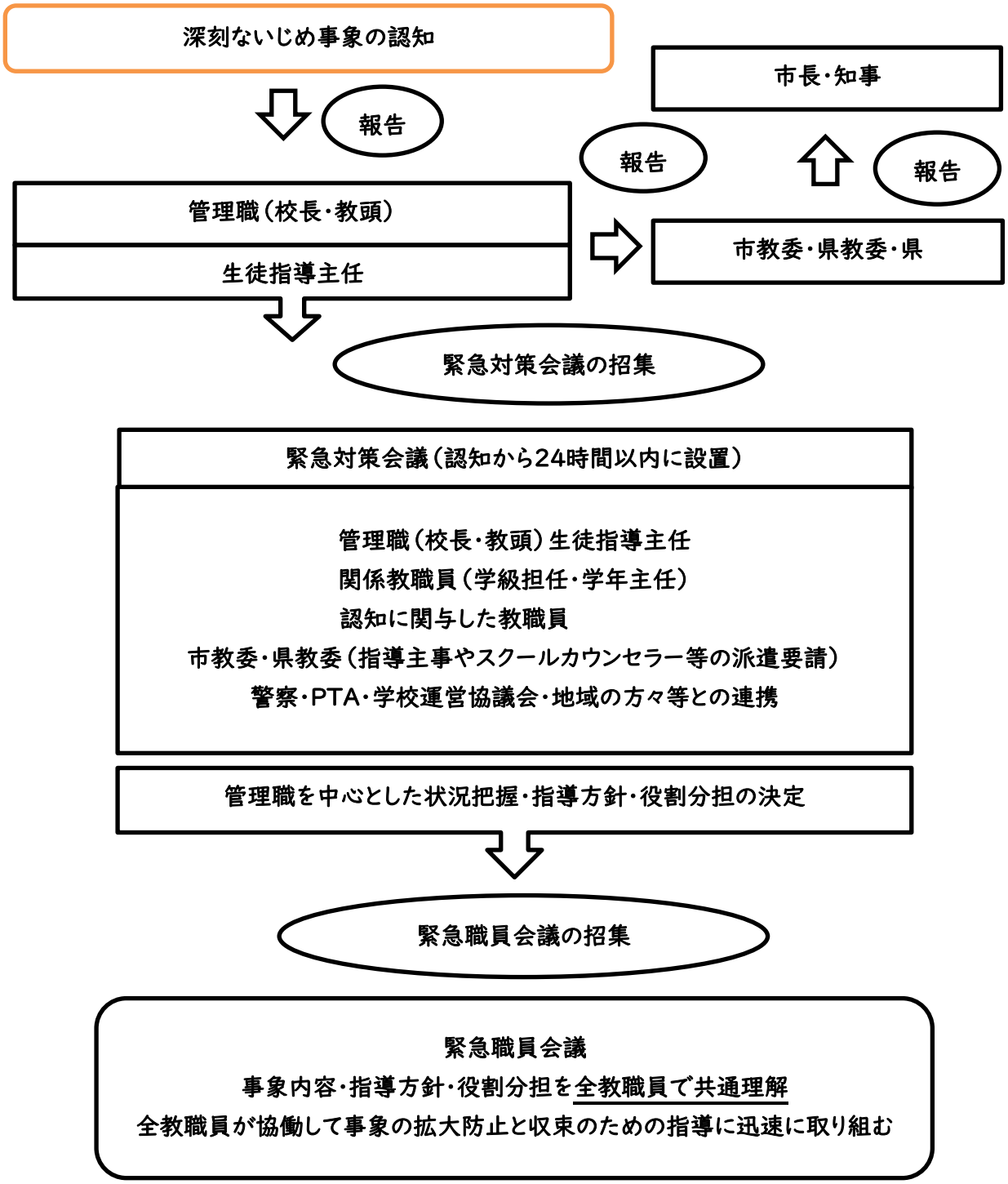

※事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。

※マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。

具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

加害者への指導

毅然とした態度で対応

伝えること

・いじめは決して許されない行為である
・いじめられた側の心の痛み
・自分の行為が重大な結果につながる

確認すること

・カウンセリングの必要性

留意すること

・加害者の心理的背景
・加害者が被害者になること

被害者への指導

共感的に受け止める姿勢で対応

伝えること

・学校として「何としても守る」という姿勢
・プライバシーの保護に十分配慮する

確認すること

・身体の被害状況
（負傷している場合、病院での診察状況）
・金品の被害状況
・警察への被害申告の意思
・カウンセリングの必要性
・適応指導教室等での対応の必要性

留意すること

・再発や潜在化

友人・知人への指導・支援（観衆・傍観者等）

みんなを守るという姿勢で対応

伝えること

・いじめられた側の心の痛み
・観衆や傍観者も加害者である
・プライバシーの保護

確認すること

・カウンセリングの必要性

留意すること

・観衆、傍観者が被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する

【別紙2】　いじめ防止等に関する年間計画

学期・月		会議・研修	未然防止の取組	早期発見の取組
一学期	4月	つながり研修		
	5月		なかま集会	
	6月	校内授業研　つながり研修	巡回相談 3年ニ養交流	第1回いじめアンケート調査 聞き取り調査
	7月	いじめ問題対策委員会①		個人懇談会
二学期	8月	各種職員研修		
	9月		人権教育授業参観 なかま集会	
	10月			
	11月		巡回相談 5年ニ養交流	第2回いじめアンケート調査 聞き取り調査
	12月	いじめ問題対策委員会②		
三学期	1月		なかま集会	
	2月	つながり研修		
	3月		6年生を送る会	

未然防止に向けて

〇認め合い支え合う集団づくり

・「居場所」づくりと「絆」づくり

・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等

・児童の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援

〇人権教育の高揚と豊かな心の育成

・人権教育の充実

・道徳教育の充実

〇情報モラル教育の推進

・情報モラル教育の推進

・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

〇児童等の様子の把握

・共感的児童理解

〇保護者・地域・関係機関との連携

・保護者への啓発と情報発信

早期発見に向けて

〇情報の収集

・教職員の「気づく力」を高める研修

・校内職員研修の実施

・児童等、保護者、地域からの情報収集

・休み時間等の校内巡視

・定期的な面談での情報収集（児童・保護者）

・アンケート調査の定期的な実施

〇相談体制の充実

・いじめ相談窓口の設置（校内）

・いじめ相談窓口の周知（校外）

〇情報の共有

・報告の徹底と、全教職員による情報共有

・要配慮児童等の情報共有

・申し送り事項の確認と徹底

・「気づき見守りアプリ」の活用